

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

家庭医学講座

講演終了後、個人相談コーナーを設けます。

☑ AED(自動体外式除細動器)の使い方。

☑ 2月28日(土)午後1時30分。

☑ 所 医師会館(中央区大通西19)。

☑ 詳細 健康企画課 ☎(622) 5151

**介護予防サービス
人材育成研修**

☑ 介護予防サービスの提供に必要な知識・技能の習得。

☑ 2月24日(火)～3月2日(月)午前9時～午後5時。全5回。

☑ 所 中島体育センター(中央区中島公園内)。

☑ 介護福祉士など福祉系の資格を有し、通所介護事業所などへの就職を希望する方45人。

☑ 健康スポーツ財団(中島体育センター内)、市役所15階雇用推進課で配布中の申込書を2月17日(火)までに持参、FAX。

☑ 抽選

☑ 詳細 健康スポーツ財団 ☎(530) 5905、HP

若年認知症一日相談会

医師、介護支援専門員、社会保険労務士などが面談で相談を受けます。

☑ 2月18日(水)午前10時～午後2時。

☑ 所 西区民センター(西区琴似2の7)。

☑ 64歳以下の認知症の方やその心配のある方、その家族。

☑ 詳細 市コールセンター ☎(222) 4894



国民健康保険

△保険料の減免▽



病気や倒産、失業などにより、平成20年1月～12月の収入が19年に比べて大きく減少し、保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、お問い合わせください。

また、納付が困難なときもご相談ください。

☑ 詳細 区役所(1階)の保険年金課

国民年金

△学生の皆さんへ▽
大学(大学院)、短大、高校、高等専門学校、専修学校、各

長寿医療(後期高齢者医療)制度・国民健康保険の保険料の納付方法

保険料の納付方法についてお知らせします。以下の内容は、保険料の納付方法の基本的なケースのため、当てはまらない場合があります。ご不明な点や詳細はお問い合わせください。

■来年度の保険料の納付方法

- ① 年金天引き(特別徴収)で納めている方
年金天引きが継続します。ただし、世帯主が75歳になる年度の国保料は、納入通知書または口座振替で納付します。
- ② 納入通知書で納めている方
年金の年額が18万円未満の方、介護保険料と当該保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、納入通知書で納付します。該当しない方は、年金天引きが始まります。なお、国保で年金天引きの対象となるのは、加入者全員が65歳以上74歳以下の世帯の世帯主です。
- ③ 口座振替で納めている方
口座振替が継続します。



■新たに被保険者となった方・年金天引きの対象年齢に到達した方の年金天引き開始月の目安

年金天引きの開始時期は、対象年齢に到達した時期などによって異なります(右表)。年金天引きにならない期間は、納入通知書や口座振替により納付します。

■口座振替への変更

年金天引き、納入通知書で保険料を納めている方は、希望により口座振替での納付に変更できます。手続きが必要ですので、お住まいの区の区役所保険年金課へご相談ください。

■4月と6月の年金天引き(仮徴収)について

両月の年金からは、暫定的に平成20年度の保険料を基に天引きします。金額については、現在年金天引きで納めている方には、昨年通知済みのためあらためて通知しませんが、新たに年金天引きとなる方には通知します。21年度の保険料が確定し、差額が生じた場合は8月以降の保険料で調整します。

☑ 詳細 区役所(1階)の保険年金課

<長寿> 75歳の到達月、 障害認定取得月	<国保> 65歳の到達月 <長寿・国保> 年金の新規裁定月、 市外からの転入月	年金天引き 開始月の目安
4月、5月	—	当年度10月
6月～9月	4月～9月	翌年度4月
10月、11月	10月、11月	翌年度6月
12月、1月	12月、1月	翌年度8月
2月、3月	2月、3月	翌年度10月